

寝屋川市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

大阪府をはじめハローワーク・労働関係機関との連携・強化を図るとともに、国の緊急雇用創出事業等を活用し迅速かつ効果的に取り組みを進めており、今後とも雇用の安定・確保や労働施策の充実に努めてまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

就労支援事業を効果的に実施するため、大阪府・ハローワークなど労働行政機関や労働・経済団体等様々な労働関係機関と連携を図り、雇用・就労支援の強化に努めております。

ホームレスの方々等に対しては、引き続き巡回相談等を通して自立支援を行ってまいります。

また、生活保護受給者のうち稼働能力のある方に対して、自立支援事業として職業紹介や就労支援を行っております。また、平成21年10月より新規事業である住宅手当緊急特別措置事業をハローワーク・社会福祉協議会と連携して実施しており、職と同時に住宅を喪失した方などに対し住宅確保のための貸付や住宅費の給付を行っております。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働関係法令の周知等につきましては、広報紙をはじめホームページに掲載するなど、積極的

に対応しております。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価制度につきましては平成18年度に試行実施を行い、今後の導入に向け検討を行っているところです。

また、リビングウェイジ額・公契約条例については今後研究してまいります。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」につきましては、労働福祉の視点から、引き続き企業や市民等への情報提供・啓発を行い、その趣旨が周知されるよう努めてまいります。また、多様な働き方やニーズに対応した保育サービスの充実を図ってまいります。

「仕事と生活の調和」については、「寝屋川市こどもプラン(次世代育成支援行動計画)後期行動計画」(平成22~26年度)において、基本的視点としても位置付けております。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

産業振興センターにおける経営支援アドバイザーを活用しての経営相談や産学連携への支援

をはじめ、産業関係機関が実施する支援施策の情報提供等を行い、中小企業における経営の活性化や技術力の強化に努めております。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

企業誘致につきましては、関係機関と連携を図りながら調査・研究や情報提供に努めております。また、「モノづくり元気企業認定制度」や「モノづくり支援ネット」を通じて、企業情報や技術PR、各種支援制度の活用促進に努めております。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

市内中小企業の振興を図るため、地域の特性や企業ニーズに対応した各種支援施策の効果的な実施に努めてまいります。

また、専門性の高い物件を除き、土木・建築・電気・管・舗装の5業種をはじめ多くの工事は市内中小業者に発注するとともに、委託や物品購入につきましても市内の中小業者に優先的に発注しております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

産業関係機関との連携のもと、適正取引の推進に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の適正な運用が行われるよう、情報提供・制度周知に努めております。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

行財政改革の取り組みにあたりましては、平成21年7月に策定した「行財政改革大綱(改訂版)」に基づき、長期的な観点から各種取り組みを実施・推進するとともに、組織及び財政の運営や人材活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行してまいります。

また、その取り組み状況につきましては、広報紙・ホームページ等を通じ広く公表してまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本市におきましては「寝屋川市みんなのまち基本条例」の理念や原則に基づき、市民が主役である協働のまちづくりに取り組んでおります。

NPO等との連携につきましては、市民活動センターを拠点にNPO等の中間支援を行うとともに双方向の情報交流を図るなど、市民参画・協働を進めてまいります。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、地方分権改革における地方税財源の見直しにつきましては、権限移譲が地方への安易な財政負担の転嫁とならないように、大阪府等の関係機関と連携を図ってまいります。

大阪府からの権限移譲実施計画の策定につきましては、本市は、本格的な地域主権時代を控え、自己決定・自己責任による自治経営が重要との観点に立ち、独自のまちづくりの推進や市民の利便性の向上を図るために、必要と考えられる権限について積極的に移譲を推進するよう協議を進めております。

今後も効率的な自治体運営を図っていくために、大阪府をはじめとする関係機関と連携を図り、

市民サービスが低下することのないよう、広い視点からの事務事業のあり方等を検討してまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

福祉・医療及び経済対策をはじめとする財政需要の増加に対応した地方交付税の充実確保など、持続可能な財政基盤の確立に必要な財源の確保に向け、大阪府等関係機関を通じ要望してまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市では、平成12年度より行政評価制度を導入し、行政評価を通して事務事業の目的や必要性、期待する成果等を明らかにする一方、事務事業の見直しなどに積極的に取り組んでまいりました。今後も、市民の視点に立った分かりやすい行政評価の実施に努めるとともに、外部評価のあり方についても検討してまいります。

4 . 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療体制につきましては、かかりつけ医の推進を図っており、また北河内圏域として、保健所管轄の北河内保健医療協議会の小委員会で諸課題等を協議しているところです。

医療機関（病院）における医師・看護師などの医療従事者の人員配置等は、大阪府寝屋川保

健所が所掌業務として指導しております。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護人材の育成につきましては、事業所ネットワーク会議等を通じて介護労働者のスキルアップのための研修などに努めております。

福祉人材確保の強化につきましては、大阪府が事業主体となって実施している緊急雇用創出基金事業等に協力してまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

現在、国において障害者自立支援法の廃止と新たな法律の制定がめざされているところですが、本市におきましては、「障害福祉計画(第2期)」に基づき基盤整備を図ってまいります。

利用者負担につきましては、国の平成22年度予算で低所得者に対する負担の無料化措置が講じられたところであり、適切に対応してまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

メンタルヘルス対策につきましては、関係機関と連携を図りながら健康教育等の事業で取り組んでいるところです。今後とも、広報紙やホームページ等を通じ啓発を行い、充実を図ってまいります。

また、メンタルヘルスを考慮した職場環境づくりに向け、大阪府や保健所等との連携を図りながらセミナーの開催や情報提供を積極的に行い、中小企業におけるメンタルヘルスケアの推進に努めております。

5 . 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

「寝屋川市こどもプラン」に基づき多様な働き方やニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、保育所や地域子育て支援拠点等地域の身近な場所で相談に応じたり交流を深める等の取り組みを実施しております。また、支援の必要な家庭を訪問して相談指導を行い、育児不安の解消に努めております。

今後も、地域や関係機関と連携を図りながら子育てしやすい環境を整備してまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

小学校の警備員につきましては、平成22年度も配置してまいります。また、平成23年度以降についても大阪府に対して交付金の継続を要望するとともに、児童の安心・安全が損なわれることのないよう対策を検討してまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

35人学級の拡充につきましては、大阪府に要望しております。

またキャリア教育につきましては、各学校で「総合的な学習の時間」における地域人材を活用した体験学習や全中学校で職場体験学習を進めており、今後も取り組みの充実を図ってまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度につきましては、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、引き続き実施してまいります。また、市の奨学資金制度につきましては、保護者の負担軽減に資するため、引き続き給付枠230名を継続するとともに、国に対して奨学金制度の拡充を要望してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

児童虐待防止対策につきましては、大阪府中央子ども家庭センター・保健所・市・教育委員会などで構成されている要保護児童対策地域協議会を中心にネットワークの強化を図るとともに、「虐待防止マニュアル」を活用し虐待対応の充実に努めてまいります。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

平成23～32年度の10年間の計画期間とする「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」に、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本的計画を盛り込んで策定いたします。

また、配偶者暴力防止法の内容や相談窓口について、引き続き周知に努めてまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

平成14～22年度の9年間の計画期間とする「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」に基づき、

施策の推進を図っております。今後も取り組みの活性化に努めてまいります。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状（達成状況）を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」に基づき、市役所の全事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めております。

また、「寝屋川市環境基本計画」を改訂するなかで市域の現状を把握するとともに、環境家計簿や出前講座の普及・啓発活動など家庭からの温暖化対策にも取り組んでおります。今後も啓発活動に努めてまいります。

(2) (3 Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率（10.6%）を早期に全国平均並み（19.6%）にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量化・リサイクルを推進するとともに、ごみの排出総量の抑制を図るなかで、食料廃棄物の削減に努めてまいります。

また、本市のリサイクル率は20.4%（平成20年度）となっておりますが、今後もリサイクル率を向上する施策を実施してまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害時用食糧等は「寝屋川市地域防災計画」に基づき計画的に備蓄しており、今後も適切な備蓄体制に向けた点検・整備を進めてまいります。

また、自主防災組織への支援についても引き続き実施してまいります。総合的な防災体制の確立に向けて、防災関連施設についても計画的な整備に努めてまいります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

学校施設の耐震化につきましては、最重点事業として計画的に実施しております。

住宅の耐震診断補助は平成10年度より、耐震改修補助は平成20年度より実施しており、平成22年度からは、木造住宅における一部の耐震補強（耐震シェルター）工事も対象に加え、実施してまいります。今後も引き続き制度の周知に努めてまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

安全で安心な生活を確保するため、市民生活の安全に関し基本となる事項を定めた「寝屋川市安全の推進に関する条例」を平成22年4月から施行いたします。誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向けた安全推進施策を実施するため、関係機関及び関係団体と引き続き連携を図ってまいります。

また、地域の方々の協力で組織していただいている「子どもの安全見守り隊」による、登下校時の見守り活動や地域パトロールカーによる巡回パトロールを引き続き実施してまいります。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

まちづくりにつきましては、新バリアフリー法・「大阪府福祉のまちづくり条例」・道路の移動等円滑化整備ガイドラインなど、関係法令等に基づきバリアフリー化を推進しております。また、JR東寝屋川駅及び京阪萱島駅周辺地区においては、交通バリアフリー基本構想を策定し、駅舎や周辺道路のバリアフリー化を行っております。

開かずの踏切対策につきましては、大阪府・枚方市・京阪電気鉄道株式会社と連携し、寝屋川市駅から枚方市駅間の平面軌道区間における連続立体交差化の早期事業化に向けて都市計画決定を行うべく、測量・土質調査等の現地調査や環境側道等の予備設計を実施しております。

また、第二京阪道路が平成22年3月20日より供用開始予定となっており、供用開始に合わせて市域のアクセス道路を整備し、道路交通網の改善を図ってまいります。

公共交通網の整備につきましては、今後も関係機関等と必要性を協議するなかで検討を行ってまいります。また、利用促進を図るため、平成21年度に京阪バスのICカード導入に補助を行うとともに、広報紙等を通じPR活動を行ってまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害による被害者を実効的に救済するため、市長会を通じ大阪府とともに法の整備を国に要望しております。

人権啓発活動については、「寝屋川市人権尊重のまちづくり条例」の趣旨に則り、今後も引き続き推進してまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

非核平和都市宣言の趣旨に則り、戦争の悲惨さや平和の尊さを市民とともに考え、争いのない平和で豊かなまちづくりに努めております。また、恒久の平和に対する意識の高揚と定着化を図るため、平和を考える市民のつどい及び平和の塔を活用した事業等を開催いたします。